

【令和3年12月変更】

36 吉野・仁淀川広域流域

高知地域森林計画書

(高知森林計画区)

計画期間

自 令和 2年4月 1日

至 令和12年3月31日



高 知 県

この地域森林計画書は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和3年12月23日に変更されたものです。

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
II 計画事項	1
第1 計画の対象とする森林の区域	1
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	2
2 その他必要な事項	2
第3 森林の整備に関する事項	2
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
2 造林に関する事項	2
3 間伐及び保育に関する事項	3
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	3
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	3
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	4
第4 森林の保全に関する事項	5
1 森林の土地の保全に関する事項	5
2 保安施設に関する事項	5
3 鳥獣害の防止に関する事項	5
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	5
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	5
第6 計画量等	6
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	6
2 間伐面積	6
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	6
4 林道の開設及び拡張に関する計画	7
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	1 1
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき	

森林施業の方法及び時期	1 1
第7 その他必要な事項	1 1
1 保安林その他制限林の施業方法	1 1
2 その他必要な事項	1 1
(附) 参考資料	
1 森林計画区の概要	1 2
2 森林の現況	1 2
3 林業の動向	1 2
4 前期計画の実行状況	1 2
5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	1 2
6 その他	1 2
(1) 持続的伐採可能量	

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		63,254.20	
市町村別内訳	高知市	16,932.52	
	南国市	5,530.06	
	香南市	7,210.58	
	香美市	33,581.04	

注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。

(1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可

(2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出

(3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出

3 森林計画図の縦覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県中央東林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

2 その他必要な事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

（2）天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件等から主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとします。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

（3）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保するため、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を定めるものとします。ただし、保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除きます。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められます。

(4) その他必要な事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

【参考】 コウヨウザン

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとします。
人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立ての方法	植栽本数（本/ha）
疎仕立	1,000～2,000本

「コウヨウザンに関する技術指針（暫定版）」高知県林業振興・環境部 令和3年3月による

3 間伐及び保育に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における森林施業の方法に関する指針

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするとともに、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、設定を行う区域内において(1)の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとします。

なお、生産目標に応じた伐採の方法等については、3の「(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に示した表のとおりとします。

(3) その他必要な事項

該当ありません。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(5) 林産物の搬出方法等についての基本的な考え方

ア 林産物の搬出方法

立木の伐採に伴う集材路の作設に起因する土砂の流出等を未然に防ぐ観点から、集材路の整備にあたっては、主伐時における伐採・搬出指針の制定について（令和3年3月16日2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえた適切な搬出方法を定めることを基本とします。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当ありません。

(6) その他必要な事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林のもつ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ、開発行為の許可基準の適正な運用に併せて、地域住民の理解を得る取組の実施に配慮することとします。

(4) その他必要な事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

2 保安施設に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

4 森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	1,388	1,329	59	617	558	59	772	772	-
前半5カ年の 計画量	601	577	24	250	226	24	351	351	-

2 間伐面積

単位 面積：ha

区分	間伐面積
総数	5,170
前半5カ年の計画量	2,350

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	614	346
前半5カ年の計画量	234	158

1 林道の開設及び拡張に関する計画

高知市

単位（延長：m 面積：ha）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		杉谷	4 箇所 3 箇所	87	— —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		東谷	1 箇所 242 6 箇所 3 箇所	136	— ○ —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		吉原西岸	3 箇所 2 箇所	153	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		オオモト	6 箇所 2 箇所	177	○ ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		大利	1 箇所	34	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		狩山	3 箇所 2 箇所	169	○ —		
拡張	自動車道 (法面保全)		ガニ越	2 箇所	31	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		岩ヤガサコ	8 箇所 3 箇所	145	— —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		イノウチ	1 箇所 1,976 6 箇所 1 箇所	278	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		正木	2 箇所 6 箇所	210	○ ○		
拡張	自動車道 (局部改良)		コモリ	1 箇所	33	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		桑尾	1 箇所 2 箇所	107	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		寺屋敷	2 箇所 3 箇所	331	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		ヤケダキ	3 箇所 8 箇所	118	○ ○		
拡張 計			舗装 局部改良 法面保全	14 路線 2 箇所 2,218 m 36 箇所 47 箇所				

南国市

単位 (延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (橋梁改良)		釣瓶	1 箇所	282	○		
	拡張	計	橋梁改良	1 路線 1 箇所				

香美市

単位 (延長:m 面積:ha)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		立花南池	2,000	592	○	①	
開設	自動車道		河口落合	8,000	2,427	○	②	
開設	自動車道		押谷	1,300	459	○	③	
開設	自動車道		影仙頭	1,400	224	○	④	
開設	自動車道		塩谷	1,200	41	—	⑤	
開設	自動車道		熊押	1,280	151	—	⑥	
開設	自動車道		高尾天王	1,350	39	—	⑦	
開設	自動車道		安野尾	7,000	291	—	⑧	
開設	自動車道		御在所	400	580	○	⑨	
開設	自動車道		美良布・岩改	500	188	○	⑩	
拡張	自動車道 (法面保全) (幅員改良) (橋梁改良)		西熊	10 箇所 1 箇所 2 箇所	1,919	— — ○		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		亀ヶ峠	5 箇所 3 箇所 1 箇所	324	— — —		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		押谷	1 箇所 4,212 2 箇所 1 箇所	459	○ — ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		黒代五王堂	2 箇所	37	—		
拡張	自動車道 (法面保全)		西熊別府	3 箇所	4,504	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		大栃	5 箇所 4 箇所	2,437	○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		立花南池	1 箇所 2,500 3 箇所	592	○ —		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		岡ノ内別府	3 箇所 3 箇所	1,056	— ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良)		河口落合	3 箇所 6,000 10 箇所 3 箇所	2,427	○ ○ —		

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (法面保全)		中尾	4 箇所	55	—		
拡張	軽車道 (舗装) (法面保全)		仁尾ヶ谷	1 箇所 2,870 1 箇所	229	— —		
拡張	自動車道 (法面保全)		中内和久保	2 箇所	248	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		中津尾	2 箇所 2 箇所	122	— ○		
拡張	自動車道 (法面保全)		平井	3 箇所	81	○		
拡張	自動車道 (舗装)		影仙頭	1 箇所 3,000	224	○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良) (局部改良)		宇筒舞	1 箇所 5,000 3 箇所 2 箇所 3 箇所	1,919	— — ○ ○		
拡張	自動車道 (局部改良)		妙見谷	2 箇所	146	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		拓	1 箇所	139	—		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		笹笹上	1 箇所	625	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		栃本	1 箇所	133	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		則友	1 箇所	390	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		中内和久保	1 箇所	248	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		上蕪生	1 箇所	368	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		楮佐古松床	1 箇所	44	—		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		中ノ川	1 箇所	192	—		
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁改良)		西又河野	2 箇所 9 箇所 16 箇所	4,306	— ○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		大谷	1 箇所 956 3 箇所 2 箇所	194	— — —		
拡張	自動車道 (幅員改良) (橋梁改良)		轟	1 箇所 1 箇所	63	— —		
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁改良)		谷相	35 箇所 1 箇所	1,309	○ ○		

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前半 5年分	対区 番号	備考
拡張	自動車道 (幅員改良)		鍋倉	1 箇所	70	—		
拡張	自動車道 (幅員改良)		日ノ御子	1 箇所	32	—		
拡張	自動車道 (舗装)		美良布・岩改	1 箇所 2,600	188	○		
拡張	自動車道 (舗装)		御在所	1 箇所 2,916	580	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		影の谷	1 箇所	194	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		坂谷	1 箇所	85	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		甫喜ヶ峰疎水	1 箇所	35	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		穴内	1 箇所	62	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		檜ノ谷	3 箇所	359	○		
開設 計				10 路線 24,430 m				
拡張 計			舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全 幅員改良	38 路線 11 箇所 30,054 m 19 箇所 51 箇所 98 箇所 4 箇所				

高知計画区計

開 設	10 路線	24,430 m	
拡 張	53 路線	32,272 m	269 箇所

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

- ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積
令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。
- ② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等
令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。
- ③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等 令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 実施すべき治山事業の数量 令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

第7 その他必要な事項

- 1 保安林その他制限林の施業方法
令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。
- 2 その他必要な事項
令和2年12月25日公表の地域森林計画のとおり。

參考資料

- 1 森林計画区の概況
令和2年1月14日公表の地域森林計画のとおり。
- 2 森林の現況
令和2年1月14日公表の地域森林計画のとおり。
- 3 林業の動向
令和2年1月14日公表の地域森林計画のとおり。
- 4 前期計画の実行状況
令和2年1月14日公表の地域森林計画のとおり。
- 5 林地の異動状況(森林計画の対象森林)
令和2年1月14日公表の地域森林計画のとおり。

6 その他

第1表 主伐(皆伐)上限量の目安(年間)

主伐(皆伐)上限量の目安
502

第2表 持続的伐採可能量(年間) 単位 再造林率:% 材積:千m³

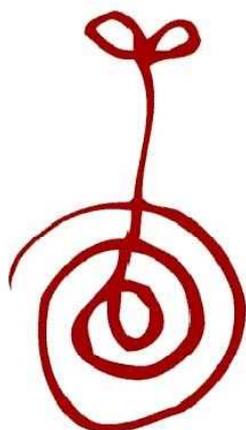
再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	502	70	572
90	452		522
80	401		472
70	351		422
60	301		371
50	251		321
40	201		271
30	151		221
20	100		171
10	50		120

注 材積は伐採立木材積であり、素材換算材積ではない。

高知地域森林計画書

発行 高知県 林業振興・環境部 森づくり推進課
高知市丸ノ内1-7-52
電話 (088) 821-4574
印刷

森
か
ら
は
じ
ま
る



木の文化県
こうち

「R100 この冊子は古紙配合率100%の再生紙を使用しています。」